



# 「熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例」の概要

歯と口腔の健康は、全身の健康を保持する上で、基礎的かつ重要な役割を果たしている

## 目的 (第1条)

市民が生涯にわたり明るく健康に暮らせる社会の実現に寄与するため、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進

## 基本理念 (第3条)

- ①市民が、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において歯科疾患予防に向けた自発的な取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- ②妊娠期及び乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯と口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、切れ目なく、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進
- ③保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育、食育その他の関連施策との有機的な連携を図りつつ、それらの関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔の健康づくりを推進

## 責務と施策の推進 (第4条～15条)

### 【市】第4条

- \* 歯科保健基本計画の策定 (第9条)
- \* 施策の推進と財政措置 (第10条～15条)

市は  
議会に  
報告  
公表

### 【議会】第5条

- \* 歯科保健基本計画の評価
- \* 政策の提言

### 【歯科医師等、保健医療福祉等業務従事者、歯科保健推進・食育関係者】第6条

- \* 施策への協力

### 【市民】第8条

- \* 歯科疾患予防に取り組み、市の施策や保健サービスを活用
- \* 早期治療と健全な食生活の実現



### 【事業者】第7条

- \* 従業員の歯科検診受診機会の確保等、職場環境の整備

## 基本的な施策 (第10条)

- ①妊娠期から高齢期まで、それぞれの時期に応じた歯科疾患及び重症化予防に関する事
- ②科学的根拠に基づく歯科疾患の予防に関する事
- ③歯科疾患に関連する糖尿病、循環器疾患その他の疾病や喫煙による歯科疾患への影響に対する推進に関する事
- ④障がい者や定期的な歯科検診・歯科医療等を受けることが困難な者に対する歯と口腔の健康づくりの確保に関する事
- ⑤歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な社会環境の整備に関する事。
- ⑥災害時の歯と口腔の健康づくりの推進に関する事
- ⑦その他の歯と口腔の健康づくりの推進に関する事

\* 第2条は定義、第16条は委任について規定されている